

議案第18号

飛騨市医療・福祉体制整備基金条例の一部を改正する条例について

飛騨市医療・福祉体制整備基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月10日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

本基金を活用して実施する事業の見直しによる改正

飛驒市医療・福祉体制整備基金条例の一部を改正する条例

飛驒市医療・福祉体制整備基金条例（平成24年飛驒市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 飛驒市医師養成資金貸与条例（平成24年飛驒市条例第24号）、飛驒市看護師等修学資金貸与条例（平成24年飛驒市条例第25号）及び飛驒市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例（令和2年飛驒市条例第 号）の規定で定める事業に要する資金を積み立てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、飛驒市医療・福祉体制整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

飛騨市医療・福祉体制整備基金条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>飛騨市医師養成資金貸与条例（平成24年飛騨市条例第24号）及び飛騨市看護師等修学資金貸与条例（平成24年飛騨市条例第25号）の規定に基づく資金を貸与する事業並びに医療・福祉に関する専門人材に就職準備資金を貸与するものとして規則で定める事業並びに岐阜県医学生修学資金貸付規則（平成24年岐阜県規則第26号）に定める第1種修学資金（同資金対象者における地域医療コース入学者のうち飛騨市出身者の修学資金に限る。）貸付に係り岐阜県との協議による飛騨市負担分を拠出する事業に要する資金を積み立てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、飛騨市医療・福祉体制整備基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p>以下 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>飛騨市医師養成資金貸与条例（平成24年飛騨市条例第24号）、飛騨市看護師等修学資金貸与条例（平成24年飛騨市条例第25号）及び飛騨市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例（令和2年飛騨市条例第 号）の規定で定める事業に要する資金を積み立てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、飛騨市医療・福祉体制整備基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p>以下 略</p>

飛騨市医療・福祉体制整備基金条例の一部を改正する 条例（案）要旨

1 改正の趣旨

本基金を活用して実施する事業の見直しによる改正

2 改正の内容

基金を財源として資金貸付を行う事業として規定している事業のうち、これまで規則で定めていた事業について、飛騨市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例として新たに制定しようとするものを本基金の活用事業として規定するとともに、これまで本基金の活用事業としていた岐阜大学医学生地域医療コースの入学者への県の貸付金に対する市の負担金については、一般会計から毎年度予算化して支出するものとし、本基金の活用事業から外すために改正するもの。

3 施行日 令和2年4月1日